

# 関市公平委員会会議録

- ◆日時 令和2年3月23日（月）午後4時00分～午後4時15分
- ◆場所 関市役所5階 5-1会議室
- ◆出席委員 委員 田中健児  
委員 掛布真代  
委員 中村邦章
- ◆事務局 市長公室長 井上敬一  
行政情報課長 安田肇  
行政情報課係長 三輪有紀  
行政情報課書記 須田崇之

## ◆会議録

事務局（課長） 定刻となりましたので、令和元年度第2回公平委員会を始めさせていただきます。それでは、田中委員長さんにこの後の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 ご指名をいただきましたので、本日の会議の進行を務めさせていただきます。それでは次第に基づきまして、1号議事「関市職員からの苦情相談に関する規則の制定」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。資料をご覧ください。この「関市職員からの苦情相談に関する規則」につきましては、「地方公務員法第8条第2項第3号」にあります「職員の苦情を処理すること」に基づいて制定するものでございます。こちらは平成16年の地方公務員法の改正で追加されたものでございまして、平成16年から17年にかけて全国各市において一斉に制定しております。残念ながら関市では未整備でございましたので、4月から始まる会計年度任用職員制度の開始前に規則を制定したいというものです。様式につきましては、県内の中で様式にあがっているものが少なかったため、県外の様式を参考にさせていただきました。苦情相談の様子を近隣の他市さんに聞いてみたところ、関市と同様、苦情の相談をされることが何年もないとのことでしたので、様式については使い勝手が悪ければ、また委員会にかけて変更をさせていただきたいと思っております。それではご審議のほどよろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。  
1号議案につきましては、ご異議、ご質問はございませんか。

委員 規定を読むと苦情相談は事務局が聞くということですが、事務局の誰が聞くかとか、守秘義務や不利益取扱いの禁止はどうしていくのかというような協議はされていますか。

事務局 いま現在は、内規的なものを決めておりませんので、相談員や守秘義務について次回の委員会で報告ができるようにしたいと思います。

委員長 相談内容によっては、男性のほうがいい、女性のほうがいいということもあろうかと思っておりますので、いろいろ想定していただきたいと思います。他にご質問、ご異議はありませんか。

委員 はい結構です。  
委員 ありません。

委員長

それでは1号議案「関市職員からの苦情相談に関する規則」については制定することに決定いたします。これにて議事のほうは終了させていただきます。ありがとうございました。

上記の会議録は、事実と相違ないことを証する。

令和2年3月23日

会議録署名者

委員長 田中 健児

委員 掛布 真代

委員 中村 邦章